

商法

第1 設問1

1 まず、乙社としては、本件招集通知に乙社が提案したFを取締役に選任する旨の議案の要領が記載されていなかった点について、招集手続きの法令違反があると主張することが考えられる（831条1項1号）。

- (1) 乙社は甲社の株主であり、乙社の取締役であるDは令和5年4月10に上記選任の請求をしている。本件総会は同年6月29日に行われているため、「八週間」（305条1項）の要件をみたま。そして、乙社は甲社の発行済株式1万株のうち千株を有している。甲社は公開会社であり、取締役設置会社であるから（327条1項1号）、305条1項ただし書の要件をみたま。

にもかかわらず、本件招集通知にはFを選任する旨の議案の要領が記載されていなかったのであるから、招集通知の法令違反があるといえる。

- (2) 会社経営者である取締役の選任は、会社所有者である株主にとって重要である。したがって、「違反が重大」（831条2項）といえ、裁量棄却は認められない。
- (3) したがって、乙社は上記主張ができる。

2 次に、乙社としては、Eが本件総会への出席を拒絶された件について、決議方法の法令違反があると主張することが考えられる（831条1項1号）。

- (1) そもそも、議決権行使の代理人資格を株主に限る旨の甲社定款規定は310条1項に反しないか。

ア この点について、同項の趣旨は株主の議決権行使を保証することにある。

とすれば、上記定款規定は原則として同項に反する。

もっとも、会社にとって好ましくない者により株主総会がかく乱されるのを防止する必要がある。

そこで、合理的な必要があり、株主の議決権行使を妨げるおそれがないかかかる定款規定は有効になると解される。

イ これを本件についてみるに、甲社は比較的小規模な会社と考えられるため、第三者によるかく乱防止の必要性は大きい。また、比較的小規模であるために代理人となる他の株主をみつけやすいといえる。

ウ とすれば、甲社定款規定は310条1項に反せず有効と思える。

- (2) もっとも、常にかく解すると株主の議決権行使が害されうる。

そこで、定款規定の及ばない場合を認めるべきではないか。

ア この点、定款規定の趣旨はかく乱防止にある。

そこで、第三者によるかく乱のおそれがなく、出席を認めないと株主の議決権行使の機会が奪われる場合には定款規定の効力が及ばないと解する。

イ これを本件についてみるに、EはDの子であり、乙社の決算期における書類の整理のみを担当しているのみであるから、甲社をかく乱するおそれはない

といえる。

また、Dのスケジュールの都合上、Dは出席できないため、乙の唯一の従業員であるEを出席される以外にない。

ウ したがって、定款規定の効力は及ばない。

(3) 以上より、Eの出席を甲社は認めるべきであったと言え、よって310条1項に反する決議方法の法令違反があるといえる。

(4) また、議決権は株主の基本権であり(105条1項3号)、裁量棄却は認められない。

(5) よって、乙社は上記主張もできる。

第2 設問2

1 そもそも無効の訴え(828条1項2号)の無効事由についていかに解すべきか。明文なく問題となる。

この点については、法的安定性の見地から重大な瑕疵に限られると解する。

2 まず乙社が持株比率を高めるのを妨げるために本件発行を行ったことは「著しく不公正」(210条2号)ではないか。

(1) ア この点について、「著しく不公正」な方法による発行とは、不当な目的を達成する手段として株式を発行することをいう。そして、主要な目的が会社支配権の維持であれば原則として不当な目的を達するためといえる。

もっとも、会社全体の利益保護の見地から、当該株式発行を正当化する特段の事情を会社が疎明、立証した場合はこの限りでない。

イ 本件では、本件発行は乙社の持株比率がこれ以上高くないようにするために行われたものであり上記特段の事情はない。

したがって、本件発行は「著しく不公正」といえる。

(2) では、上記違法は重大といえるか。

この点について、株式発行は業務執行に準ずるものであり、取引安全を図る必要もある。

そこで、かかる本件発行は有効であり、よって、重大とまではいえない。

(3) したがって、乙社は上記主張はできない。

3 次に、本件発行が1株10万円として行われた点についてはどうか。

(1) この点、甲社は取締役会設置会社であるから(327条1項1号)、201条1項により取締役会決議により新株発行ができるのが原則である。

もっとも、「特に有利な金額」(199条3項)に当たり、株主総会決議を要するのではないか。

ア この点、「特に有利な金額」とは、市場価格を基準として、公正価額より低い金額をいう。

そして、公正価額とは、資金調達目的が達成される限度で株主にとって最

も有利な金額をいう。

イ 本件では本件発行時の公正価額は20万円であるため、その2分の1にすぎない10万円で本件発行がされている。よって、本件発行は「特に有利な金額」によるものといえる。

ウ にもかかわらず株主総会決議がなされていないため、本件発行には199条2項、3項にはんするという瑕疵がある。

(2) では、かかる瑕疵は重大といえるか。

この点、2の場合と同様に、本件発行は有効であり、重大な瑕疵とまでは言えない。

4 では、株主への通知、公告がなされなかった点についてはどうか。

(1) この点、上記には201条3項、4項に反するという瑕疵がある。

(2) では、かかる瑕疵は重大といえるか。

ア この点について、201条3項、4項の趣旨は株主に差止め(210条)の機会を与えることにある。

そこで、差止事由があるのに通知等がなされなかった場合には、重大な瑕疵といえると解する。

イ これを本件についてみるに、上記有利発行には株主総会決議を欠くという法令違反はあるため、210条1号の差止事由があるといえる。

ウ したがって、上記瑕疵は重大である。

(3) 以上より、乙社はかかる瑕疵を無効事由として主張できる。

以上